

令和2年度 第5回 アイヌ政策推進交付金交付決定について
(交付決定日：令和3年1月15日)

1. 変更交付決定

(単位：千円)

市町村名	変更内容	増減額
北海道 札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌアーティスト作品展の開催の追加及びアイヌ文化交流センターイベントの中止等 ・アイヌ文化交流センター展示物説明プレートの制作点数の減等 ・札幌国際芸術祭を活用したアイヌ文化の発信の中止等 ・民族共生象徴空間における小・中学生の体験学習、教員研修の中止等 	-30,853
北海道 釧路市	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスへのラッピングや地元企業の商品パッケージへのアイヌ文様の活用 ・木彫制作品目の変更、設置工事の今年度実施見送り ・入札実施に伴う入札差金相当額の減 	8,269
北海道 苫小牧市	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌの伝承技術等を学ぶ講習会（刺繍・木彫等）の参加人数の減 ・ニュージーランドの先住民族との交流事業の中止 	-1,650
北海道 千歳市	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ合衆国アラスカ州アンカレジ市の先住民族との交流事業の中止 ・アイヌ民族に関わるミュージカル公演をDVD作成及び配布に変更 	-6,062
北海道 登別市	<ul style="list-style-type: none"> ・サイパンの先住民族との交流事業の中止 	-3,610
北海道 恵庭市	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドの先住民族との交流事業の中止 	-4,547
北海道 伊達市	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文様刺繍講座の中止 ・市民を対象としたウポポイを訪問する研修バスツアーの中止 ・アイヌ高齢者を中心に「阿寒まりも祭り」やアイヌ関連施設を訪問する研修バスツアーの中止 	-1,099
北海道 豊浦町	<ul style="list-style-type: none"> ・入札実施に伴う入札差金相当額の減 	-5,037
北海道 白老町	<ul style="list-style-type: none"> ・ウポポイ来場者の急病人対応のための医療体制の整備に関し、医師の確保時期が遅れたことによる減 ・ウポポイ～白老駅～仙台藩陣屋などアイヌ関連施設循環バスの運行に関し、ウポポイ開業時期の変更に伴う減 ・ウポポイ来場者の利便性確保のためのJR白老駅臨時改札の運営に関し、ウポポイ官業時期の変更に伴う減 	-25,141

市町村名	変更内容	増減額
北海道 平取町	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化の理解を深めるための松浦武四郎ミュージカル公演の中止 ・イランカラプテ音楽祭in平取の中止 ・イベントにおけるアイヌ舞踊の披露、木彫り体験等の中止 ・ニュージーランドの先住民と相互交流の中止 	-10,952
北海道 新ひだか町	<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材栽培事業及び収穫体験事業の中止 	-1,953
北海道 白糠町	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の放課後学習サポートの利用児童数の減 	-5,129
北海道 標津町	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存活用検討委員会の書面開催による開催費用の減 ・アイヌ文化教室の開催数の減 ・アイヌ文様ラッピングバスの運行数の減 ・観光動向調査の中止 ・アイヌ衣装レプリカの製作枚数の増 ・「鮭の聖地とアイヌの歴史」のPR用ポスター制作 	-6,807
三重県 松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・「武四郎まつり」でのアイヌ古式舞踊の披露等の中止 	-1,717

2. 市町村別交付決定額一覧

(単位：千円)

市町村名	既交付決定額	今回交付決定(増減)額	合計額
北海道札幌市	95,924	-30,853	65,071
北海道旭川市	37,180	—	37,180
北海道室蘭市	51,934	—	51,934
北海道釧路市	197,480	8,269	205,749
北海道帯広市	3,852	—	3,852
北海道苫小牧市	5,060	-1,650	3,410
北海道根室市	5,950	—	5,950
北海道千歳市	28,942	-6,062	22,880
北海道登別市	67,361	-3,610	63,751
北海道恵庭市	4,547	-4,547	0
北海道伊達市	2,051	-1,099	952
北海道八雲町	23,396	—	23,396
北海道長万部町	37,920	—	37,920
北海道余市町	4,972	—	4,972
北海道豊浦町	44,708	-5,037	39,671

市町村名	既交付決定額	今回交付決定（増減）額	合計額
北海道白老町	162,125	-25,141	136,984
北海道洞爺湖町	251,454	—	251,454
北海道むかわ町	207,641	—	207,641
北海道平取町	232,980	-10,952	222,028
北海道新冠町	5,417	—	5,417
北海道浦河町	24,802	—	24,802
北海道様似町	22,164	—	22,164
北海道えりも町	16,082	—	16,082
北海道新ひだか町	78,642	-1,953	76,689
北海道新上士幌町	656	—	656
北海道釧路町	15,085	—	15,085
北海道厚岸町	14,863	—	14,863
北海道弟子屈町	16,241	—	16,241
北海道白糠町	66,712	-5,129	61,583
北海道標津町	50,335	-6,807	43,528
三重県松阪市	2,548	-1,717	831
交付決定額計	1,779,024	-96,288	1,682,736

(注1) 令和2年度予算は2,000,000千円
このほか令和元年度予算の繰越額が267,156千円あり、
執行可能額は合わせて2,267,156千円

令和2年度第5回 アイヌ政策推進交付金交付市町村

道外市町村
松阪市（三重県）

札幌市

恵庭市

千歳市

苫小牧市

豊浦町

伊達市

登別市

白老町

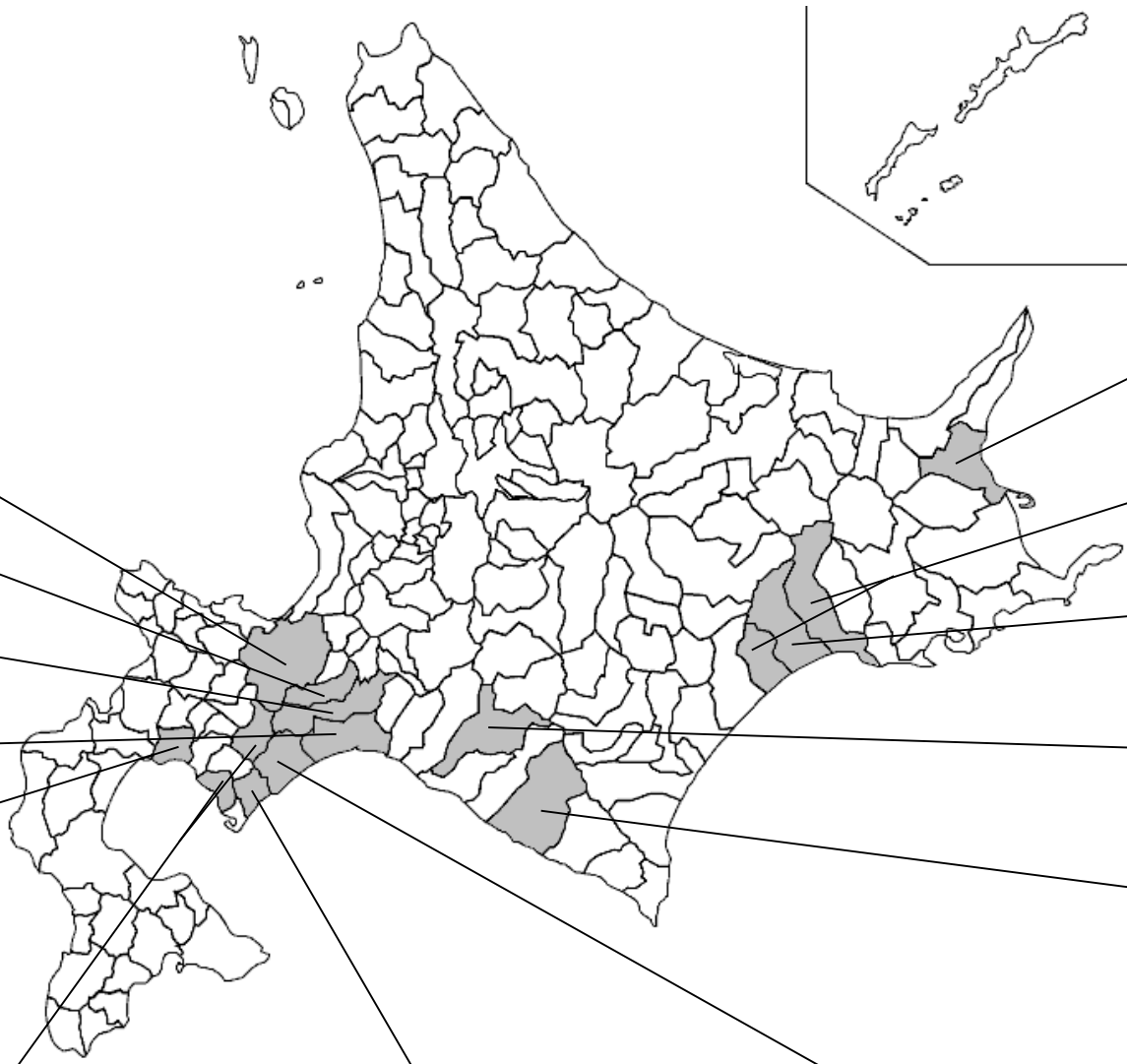
標津町

釧路市

白糠町

平取町

新ひだか町



＜参照条文＞

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
(平成三十一年法律第十六号)(抄)

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第10条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 アイヌ施策推進地域計画の目標

二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 (略)

4 第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法(以下この項において「儀式等」という。)の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第三項に規定する内水面をいう。)において採捕する事業(以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号(ハに係る部分に限る。)に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業(以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7～8 (略)

9 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度

寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10～14 (略)

(認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更)

第 11 条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第 15 条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。